

建設キャリアアップシステム（CCUS） サテライト説明会【初級編】

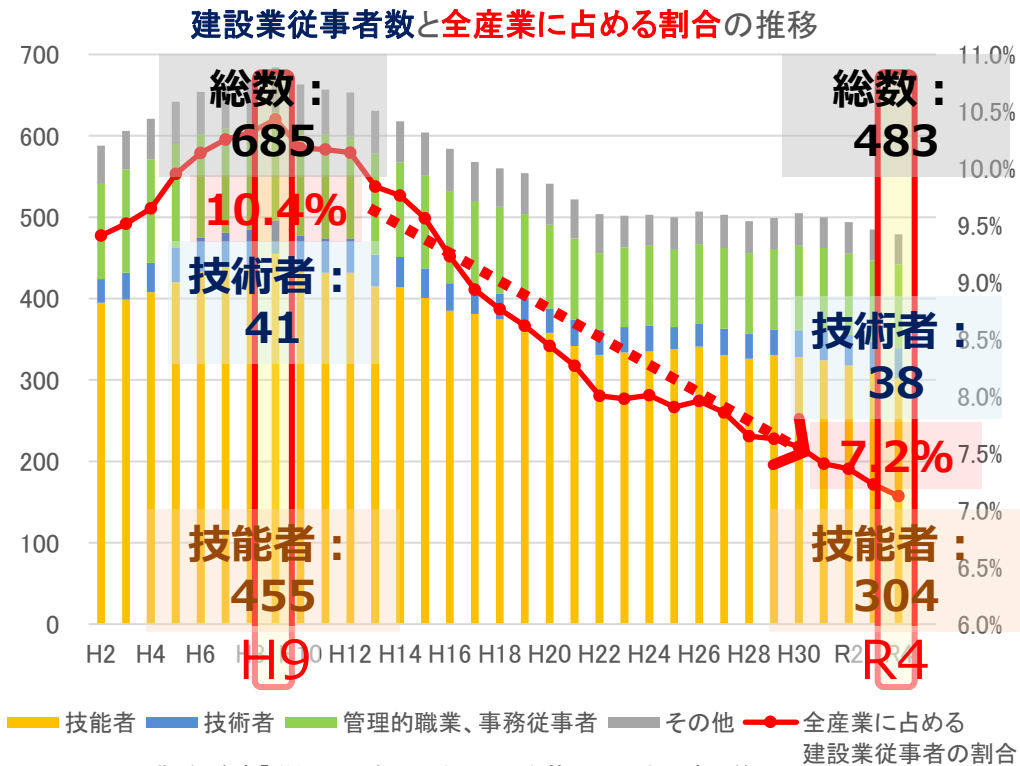


2024.5.

- 1. CCUSについて**
- 2. 能力評価について**
- 3. 事業者・技能者の登録・申請**
- 4. CCUSのメリット**
- 5. 関連施策の動向について**
- 6. サポート体制及び普及に向けた取組み**

1. CCUSについて

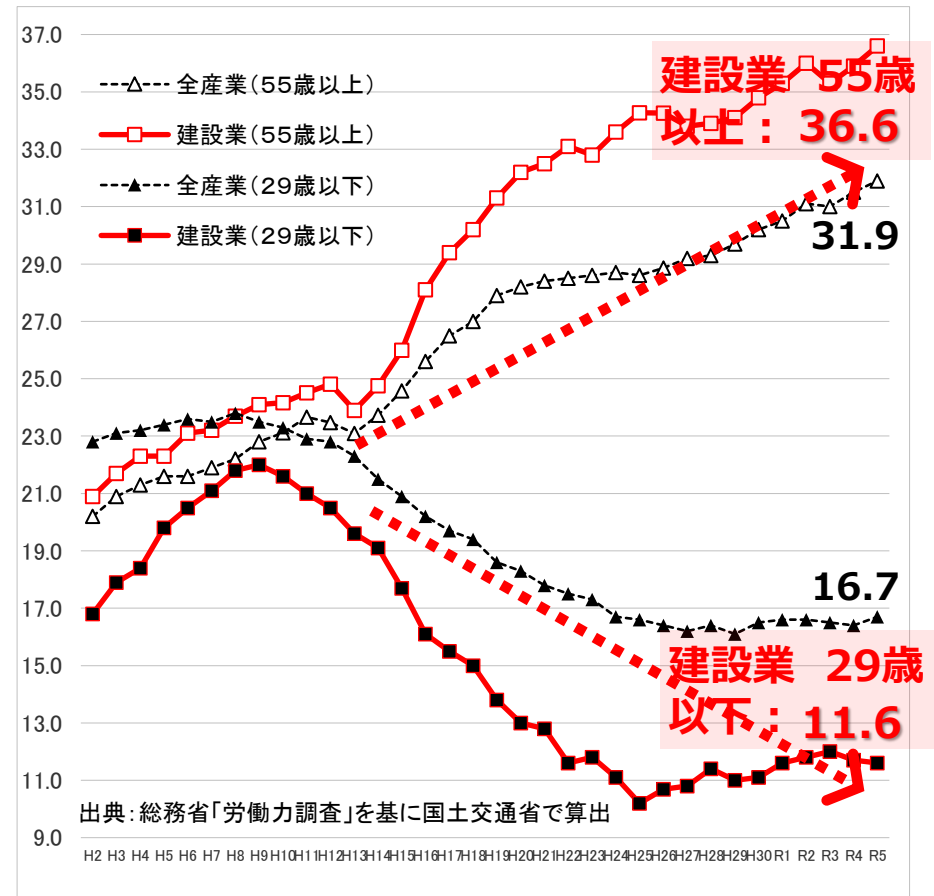
i. 建設業従事者数の推移 :



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

- ・技能者数はピークのH9から2/3に
- ・従事者全体の割合も3割減少
- ・全産業に占める割合も3ポイント低下

ii. 建設業就業者の高齢化の進行 :

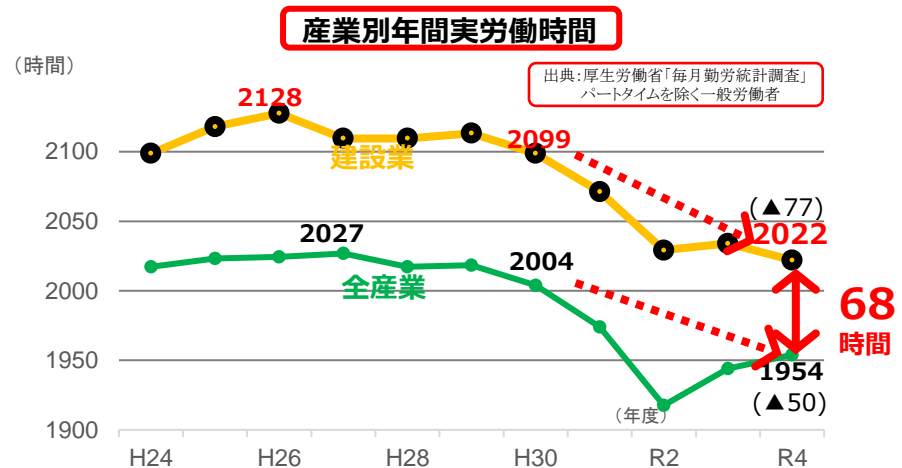


出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- ・全産業と比して高齢化率の拡大継続が顕著
- ⇒若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

iii. 建設業就業者の労働環境：

- 建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少したが、**なお高水準。**
- 全産業と比べて年換算で**日数で12日、時間で68時間長い**
- R6・4月から適用の**時間外労働の上限規制**に的確に対応し、将来にわたって**担い手を確保**していくため、**働き方改革に取り組む必要。**



iv. 建設業の賃上げ状況：

- これまで、**公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組**によって、**建設分野の賃金は着実に上昇。**
- 賃上げは政府の最重要課題。**
- 今後も、未来を支える**担い手の確保**のため、**必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要がある。



※R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

◎技能者の資格や就業履歴を業界横断的に登録・蓄積し

◎技能・経験に応じた適切な評価と処遇につなげる、

◎ 処遇改善に取り組む施工能力の高い事業者が評価される

建設業の明るい未来を構築する仕組み



建設キャリアアップシステム

事業者登録

所在地、建設業許可番号、
社会保険・建退共加入状況

技能者登録

本人情報、所属事業者名、
社会保険・建退共加入状況、保有資格

職種

職種ごと評価基準*

能力評価コード	職種	評価基準
レベル4	初級技能者(見習い)	1. 建設現場での実務経験が1年以上あること。 2. 建設現場での実務経験が1年以上あること。 3. 建設現場での実務経験が1年以上あること。
レベル3	中級技能者(一人前)	1. 建設現場での実務経験が2年以上あること。 2. 建設現場での実務経験が2年以上あること。 3. 建設現場での実務経験が2年以上あること。
レベル2	職長レベル	1. 建設現場での実務経験が3年以上あること。 2. 建設現場での実務経験が3年以上あること。 3. 建設現場での実務経験が3年以上あること。
レベル1	高度 マネジメントレベル	1. 建設現場での実務経験が5年以上あること。 2. 建設現場での実務経験が5年以上あること。 3. 建設現場での実務経験が5年以上あること。

レベル判定

技能者の能力評価

レベルに応じた賃金・処遇改善



ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

専門工事企業の
施工能力見える化*

判定結果：★★★★
による
事業者としての
アドバンテージ

- 技能・経験に応じた適切なステータスと処遇を実現
- 若い世代が将来の見通しを持って入職しやすい環境を作る
- 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

元請：現場登録

① 施工体制登録 元請

② 施工体制技能者登録 1次

作業員名簿



カードタッチで就業履歴が溜まる

蓄積した履歴
+
保有資格
+
職長・班長の経験年数

デジタル化を
駆使して

現場管理の効率化

発注者・建退共等へのデータ連携

社会保険入・資格保有状況確認

安全書類・建退共電子申請方式への連携

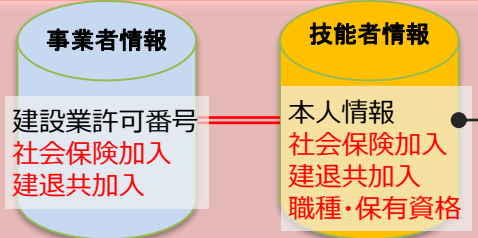


CCUSのデータベース 基本構成



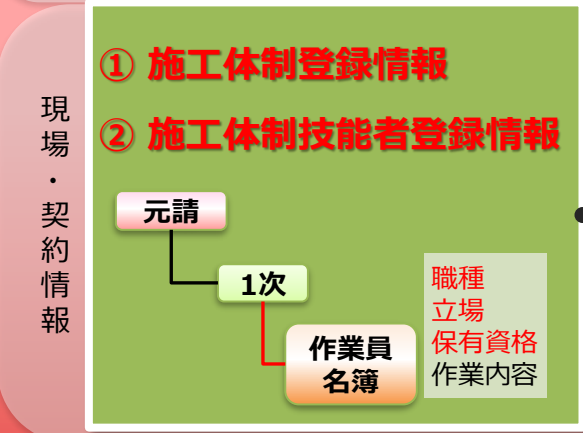
CCUS

基本情報登録



基本登録情報：
技能者登録時に、
所属事業者IDで関連付けする

施工体制情報



元請で現場・契約情報を登録後、
①は現場登録後、元下間で招待・承認し合って登録、
②は原則所属事業者が登録

就業履歴情報



就業履歴は技能者の
カードタッチにより日々登録される

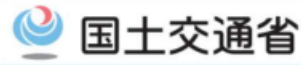
2.能力評価について



能力評価基準と申請方法



能力評価基準【土工】



CCUS職種コード		0 1 特殊作業員 - 0 1 特殊作業員、1 1 土工	
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会	
呼称		土工	
レベル4	就業日数	1 0 年 (2150日)	
	保有資格	◇登録土工基幹技能者講習(00035) ◇1級建設機械施工技士(30009) ◇1級土木施工管理技士(30005) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター(91003) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(92003) ✓2級建設機械施工技士(30010) ✓職業訓練指導員(30095) ✓発破技士(34003) ✓甲種火薬類取扱保安責任者(34001) ✓乙種火薬類取扱保安責任者(34002) ✓地山の掘削および土止支保作業主任者技能講習(40005) ●職長・安全衛生責任者教育【必須】(60001,60011) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧)(40006) ✓土止め支保作業主任者技能講習(旧)(40007) ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(40010) ✓足場の組立て等作業主任者技能講習(40011) ✓コンクリート破碎機器作業主任者技能講習(40004) ✓はい作業主任者技能講習(40017) ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ✓不整地運搬車運転技能講習(40038) ✓高所作業車運転技能講習(40039) ✓フォークリフト運転技能講習(40033) ✓小型移動式クレーン運転技能講習(40031) ✓ガス溶接技能講習(40032)
職長・班長経験		職長または班長としての就業日数が1年(215日)	
レベル2	就業日数	2年(430日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)特別教育(50012) 又は 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ✓基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育(50013) ✓締固め用機械(ローラー)の運転特別教育(50015) ✓基礎工事用機械の作業装置の操作(自走式)特別教育(50014) ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016) ✓不整地運搬車の運転(最大荷重1t未満)特別教育(50007) ✓低圧電気取扱業務特別教育(50055) ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育(50001) ✓足場の組立て等作業従事者特別教育(50052) ✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)特別教育(50024) ✓ロープ高所作業特別教育(50053) ✓玉掛け技能講習(40040) ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりまり・かかり木)特別教育(50010)	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

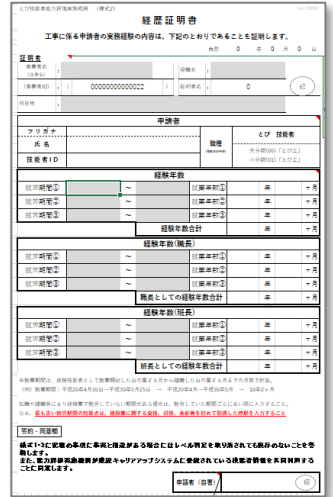
● 申請先に申請方法・必要書類を確認：

* 様式2：経歴証明書（各団体ごとに確認）

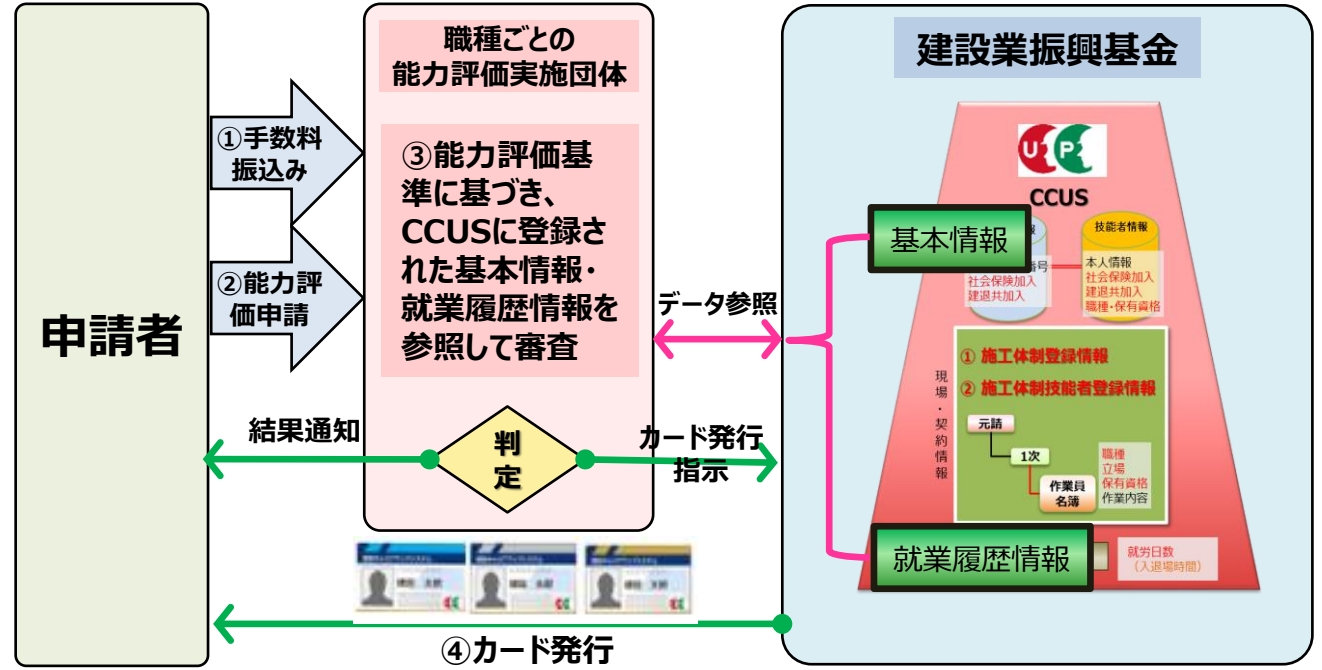
1. 国交省ポータルサイト：能力評価制度について
⇒ 能力評価分野及び申込先にアクセス

評価分野	評価番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
建築工事	1	(一社) 日本建築工業協会	03-5413-2161	リンク ★
	2	(一社) 日本建築建設協会	03-3507-5225	リンク ★
造作	3	(一社) 日本造作建設協会	03-5684-0011	リンク ★
	4	(一社) 日本造作建設協会	03-3293-7577	リンク ★
コンクリート関連	5	(一社) 全国コンクリート作業者団体連合会	03-3254-0731	リンク
防水	6	(一社) 全国防水工業協会	03-5298-3793	リンク ★
トンネル	7	(一社) 日本トンネル専門工業協会	03-5251-4150	リンク
建設業	8	(一社) 日本建設工業協会	03-3770-9901	リンク ★
山岳	9	(一社) 日本山岳建設協会	03-3269-0560	リンク ★
機械工事	10	(一社) 日本機械工事協会	03-3845-2727	リンク
鋼工	11	(一社) 日本鋼工協会	03-5640-2941	リンク
PC	12	(一社) プレストレスト・コンクリート工業協会	03-3260-2545	リンク ★
鉄筋	13	(一社) 全国鉄筋工業協会	03-5577-9959	リンク
瓦葺	14	全国瓦葺協会の加盟団体	03-5821-3966	リンク ★
屋根	15	(一社) 日本屋根工業協会	03-6435-6208	リンク
配管	16	(一社) 日本配管工業協会	03-3553-6431	リンク ★
	17	(一社) 日本配管工業協会	03-6803-2563	リンク ★
土質	18	全国土質建設協会の加盟団体	03-5981-8957	リンク
	19	(一社) 日本土質建設協会	03-6709-0201	リンク
切取	20	ダイヤモンド工業協会	03-3434-8805	リンク
	21	ダイヤモンド工業協会	03-3454-6990	リンク
内装仕上	22	(一社) 全国建設内装工業協会	03-3666-4482	リンク
	23	日本建設インテリア事業協会の加盟団体	03-3239-6551	リンク
サッシ・カーテンウォール	24	日本窓内装事業協会の加盟団体	03-3431-2775	リンク
	25	(一社) 日本サッシ協会	03-6721-5934	リンク
エクステリア	26	(一社) 建設開口協会	03-6459-0730	リンク
	27	(一社) 日本エクステリア建設協会	03-3865-5671	リンク
建築検査	28	(一社) 日本建築検査協会	03-3453-7698	リンク ★
	29	日本外装工事協会の加盟団体	03-6912-2919	リンク
ダクト	16	(一社) 全国ダクト工業協会	03-5567-0071	リンク ★
	31	(一社) 日本空調前工業協会	03-3553-6431	リンク ★
空調設備	31	(一社) 日本空調前工業協会	03-3865-0785	リンク ★
	32	(一社) 日本空調前工業協会	03-3816-2681	リンク ★
冷凍空調	33	(一社) 日本冷凍空調工業協会	03-3435-9411	リンク ★
	34	(一社) 日本冷凍空調工業協会	03-6683-8865	リンク ★
基礎くい工事	35	(一社) 全国基礎くい工業協会	03-3612-6611	リンク
	36	(一社) 日本基礎くい工業協会	03-6661-0128	リンク ★
タイル張り	37	(一社) 日本タイル張り工業協会	03-3260-9023	リンク ★
	38	(一社) 全国道路橋梁工事協会	03-3262-0836	リンク ★
道路橋梁	39	(一社) 道路橋梁工事協会	03-3288-0352	リンク
	41	全国建設労働協会の加盟団体	03-3200-6221	リンク
建築大工	40	(一社) J B N・全国工務協会	03-5540-6678	リンク
	42	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287	リンク ★
樹子	43	(一社) 日本木工協会	03-3588-8808	リンク
	44	(一社) プレハブ建設協会	03-5280-3124	リンク
木工	47	全国包材工事協会の加盟団体	03-6413-6222	リンク ★
	48	全国包材工事協会の加盟団体	03-5649-8577	リンク ★
ALC	49	(一社) ALC協会	03-5256-0432	リンク ★
	10	(一社) 日本機械工事協会	03-3845-2727	リンク
フレキシブル	51	(一社) 日本フレキシブル協会	03-3667-1075	リンク
設備・設備	52	(一社) 日本設備・設備協会	03-5644-8750	リンク ★
建設測量	53	(一社) 全国建設測量協会	03-6416-0845	リンク
圧入	54	(一社) 全国圧入協会	03-5781-9155	リンク
	55	(一社) 全国圧入協会	03-3551-7524	リンク
配管	56	(一社) 全国配管工業協会	03-3555-2196	リンク ★
	57	(一社) 日本計測工業協会	03-5846-9165	リンク ★

2. 申請先団体のWebサイトより「申請書」、「経歴証明」を入手

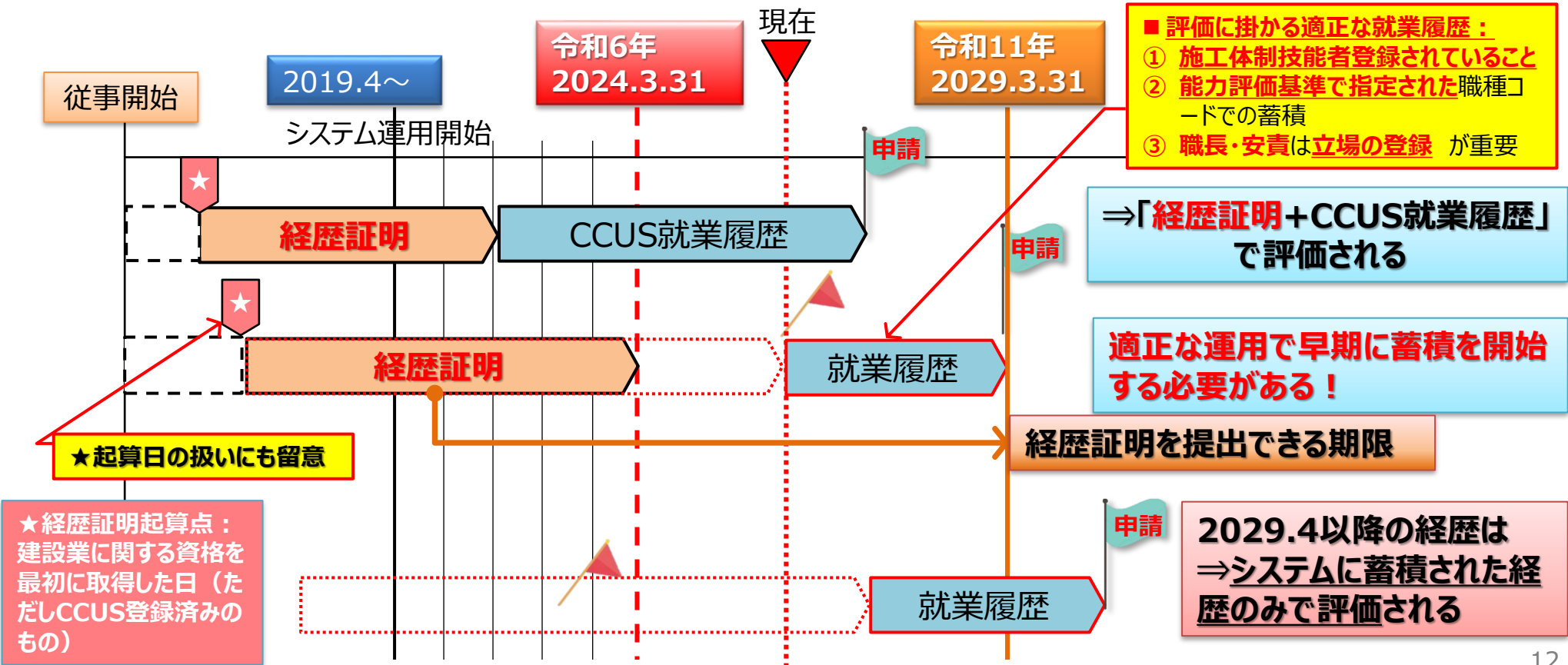


3. 申請・審査フロー：



「経歴証明」はシステム利用前の経歴を所属事業者が証明するもの

- ♪カードタッチ開始以前の経歴・職長経験年数は、**経歴証明**で評価される
- ただし経歴証明で証明できるのは**令和6年3月31日**までの経歴
- 4/1以降は**システムに蓄積された就業履歴**で判断⇒**評価に掛かる就業履歴**となっているか？
- ◆**経歴証明の提出自体は令和11年3月末まで延長された。**



■ 評価に掛かる適正な就業履歴：
 ① 施工体制技能者登録されていること
 ② 能力評価基準で指定された職種コードでの蓄積
 ③ 職長・安責は立場の登録が重要

⇒「経歴証明+CCUS就業履歴」で評価される

適正な運用で早期に蓄積を開始する必要がある！

経歴証明を提出できる期限

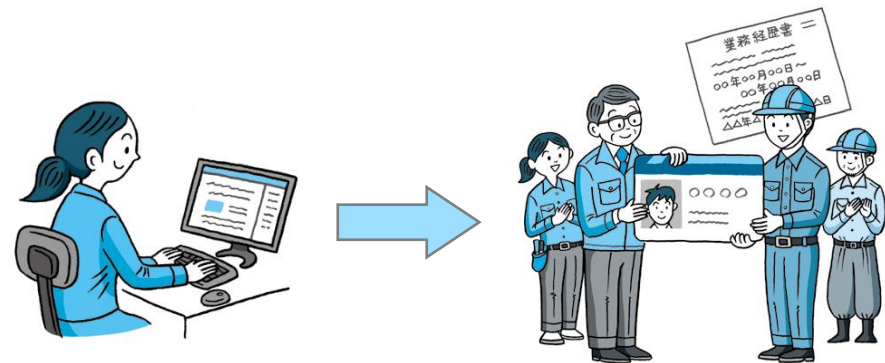
2029.4以降の経歴は ⇒システムに蓄積された経歴のみで評価される

★ 起算日の扱いにも留意

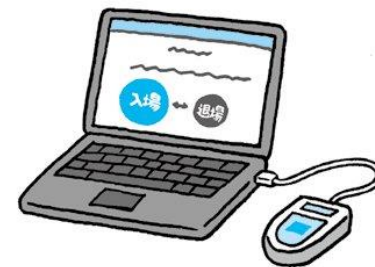
★ 経歴証明起算点：建設業に関する資格を最初取得した日（ただしCCUS登録済みのもの）

3.事業者・技能者の登録・申請

事 技 ● **事業者・技能者の登録**



元 ● **現場登録、カードリーダー設置**



元 事 ● **施工体制登録**
(その現場を担当する事業者を登録)

● **施工体制技能者登録**

(その現場を担当する職種・立場・作業内容も登録)



技 ● **現場でカードをタッチ**

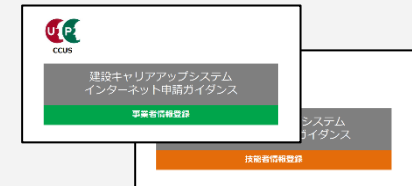


CCUSの登録を始める前に

①「申請ガイダンス」の事前確認

● キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」

・まずインターネット申請ガイダンス(事業者情報登録または技能者登録)をご覧ください。



②「申請用ID」の取得

※申請用IDとは、事業者登録申請、技能者登録申請を行う際に発行される、申請手続き用のIDです。

● キャリアアップシステムHP右上 **事業者登録** または **技能者登録**、もしくは中央 **登録** 「登録する」から

・事業者本人(自社)、技能者本人がこれから申請を行う場合は、まず申請用IDの取得をしてください。

・各新規利用申込みに、必要事項を入力のうえお申込みしてください。(メールアドレス入力は正確に)

※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要な場合がございます。

申請手続きについて

①データの事前準備

● システムに登録する証明書類は**全てJPEG**に変換(インターネット申請の場合)

● 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

②事業者登録→技能者登録の順番に登録

● 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

③技能者の代行申請が可能

● 所属事業者や元請、CCUS代行行政書士が登録申請(代行申請)を行うことが可能。
代行申請には**事業者IDが必要**です。



登録時に必要な証明書類(業態、加入状況等により異なります)

事業者登録各種証明書類(写し)

1. 事業者証明
建設業許可有無により異なる
2. 健康保険
3. 年金保険(2. と同一の場合有り)
4. 雇用保険
5. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」
「労災保険特別加入 加入証」 など

! 各証明書類の詳細は、「証明書類見本一覧」(事業者編・技能者編)をご確認ください

技能者登録各種証明書類(写し)

簡略型

1. 本人確認書類
「運転免許証」など
2. 証明(顔)写真
3. 健康保険
4. 年金保険
5. 雇用保険
6. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」

詳細型

- 「労災保険特別加入 加入証」 など
7. 保有資格等の証明書
「登録基幹技能者」
「技能士」「免許」「資格」
「技能講習」「特別教育」 など

技能者登録では、『簡略型』と『詳細型』の2段階登録が可能です。(インターネット申請の場合)
能力評価(レベルアップ)をご希望の場合は、**詳細型**で登録してください。(簡略型の場合は、上記1. ~6. を用意)

事業者登録は、大別すると①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2種類

①事業者証明書類(写し)

建設業許可がある場合

- ・「建設業許可証明書」
- ・「建設業許可通知書」

いずれか1点

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

建設業許可がない場合

法人

- ・「事業税の確定申告書」 1点

または

- ・「納税証明書 + 履歴事項全部証明書」
の 計2点

※資本金が確認できるもの

個人事業主と一人親方

- ・「納税証明書」
- ・「所得税の確定申告書」
- ・「個人事業の開始届」

いずれか1点

②社会保険等の加入証明書類(写し)

健康保険・年金保険

下記のいずれか1点

- ・領収済証等 **出納印あり**
- ・社会保険料 納入証明書 **証明者印あり**
- ・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
- ・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

雇用保険

下記のいずれか1点

- ・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控 **受領印あり**
- ・納付書・領収証書 **出納印あり**
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 **受付印あり**
- ・労働保険料等納入通知書

その他、労災特別加入など

- ・建設業退職金共済契約者証
- ・中小企業退職金共済手帳
- ・労働者災害補償保険 特別加入申請書
- ・労災保険特別加入 加入証

❗ 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 事業者編をご確認ください。

本人確認には、【氏名、顔写真、現住所、生年月日】を確認できる書類が必要

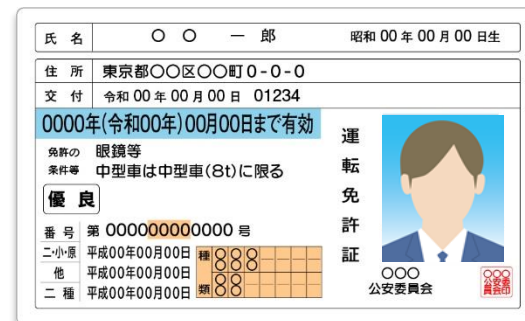
★文字が読み取れること ★有効期限内のもの

本人確認書類(写し)

日本国籍の方 次のうち1点

- ・「個人番号(マイナンバー)カード」
- ・「運転免許証」

※「マイナンバー通知証」は認められません。



外国籍の方 次のうち1点

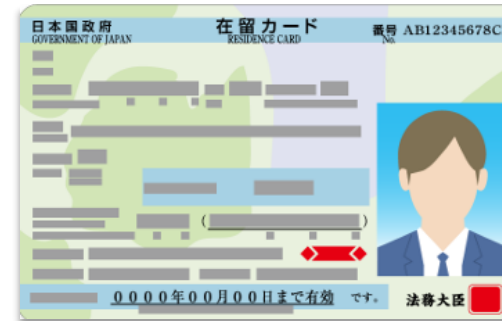
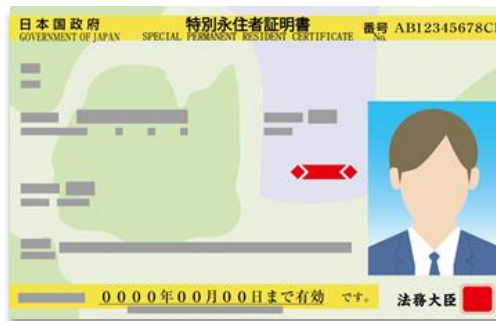
- ・「特別永住証明書」
- ・「在留カード」

通称併記や旧姓表記を希望の場合 追加提出

- ・通称名・旧姓記載の住民票など

マイナンバーカードの場合は表面のみ

運転免許証、特別永住証明書、在留カードで裏面に記載(条件・住所変更)があれば裏面(写し)も提出



パスポート(写し)を提出する場合

「パスポート」+「住民票(※)」など

※現住所の記載がある公的身分証明書の計2点を提出

写真付きの証明書が無い場合は…

「住民票」「保険証」「年金手帳」「印鑑登録証明書」から
2点用意し認定登録機関で申請

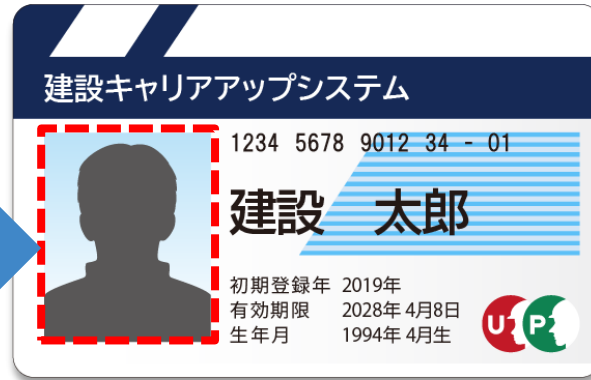
カード用写真



JPEG

画像のサイズは、
294 × 378ピクセル

CCUSカードに印刷

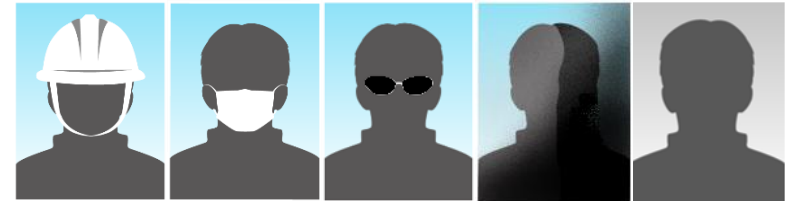


適切な写真の例

- 6か月以内に撮影したものの
- 正面・無帽・無背景のもの

不適切な写真の例

- 帽子・マスク・サングラス・色眼鏡などを着用
- 顔に影ができています
- 不鮮明
- 白黒写真



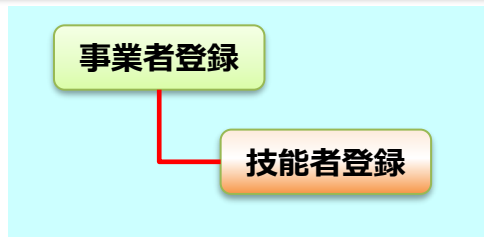
! カード用写真の撮影時・アップロード時の注意点 !

- 画像をアップロードする際、トリミング(画像編集)ができます。
- デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、鮮明に撮影したものを提出してください。
- 画像アップロードの際には写真用枠内より少し大きめに拡大してください。枠と同サイズにするとアップロードできません。

- 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには施工体制への登録が必要

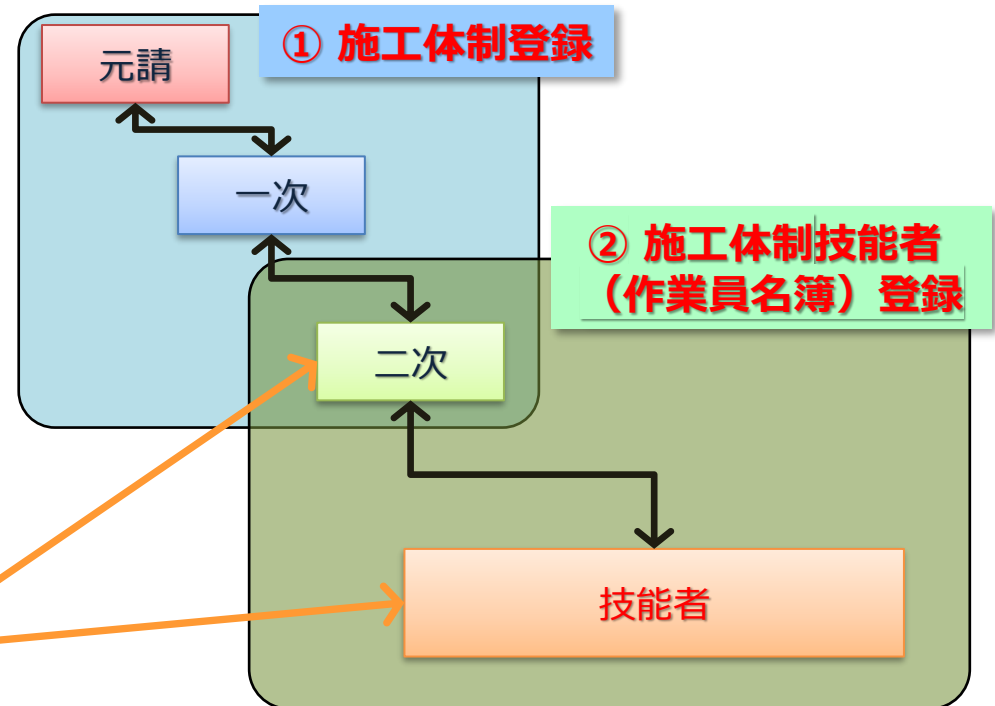
● 事業者でもあり技能者でもある一人親方は、
「事業者登録」と「技能者登録」の両方が必要

1. 屋号もしくは自身の氏名で事業者登録
2. その事業者の所属技能者として技能者登録



一人親方

3. 事業者として施工体制登録されたのち、
自身を所属技能者として技能者登録する



評価に有効な
就業履歴の蓄積

事業者の登録料・利用料(税込)

①事業者登録料(5年ごと★)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は**無料**です。
 ※個人事業主の方の登録料は6,000円です。

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料金
1あたり	11,400円 (950/月)
一人親方	2,400円 (200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます。

③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	10円

※月ごとにまとめて元請の登録責任者に請求されます。
 請求額が、1万円に満たない場合、繰り越しになります。登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます。

技能者の登録料(税込)

- 簡略型登録料: **2,500円(※1)**
- 詳細型登録料: **4,900円(※2)**
- 詳細型へ移行: **2,400円(※3)**

※1:インターネット申請でのみ可能

※2:インターネット申請、認定登録
 機関申請いずれも可能

※3:簡略型で登録後、詳細型に変更
 する場合、変更申請時に追加費用
 が必要です。

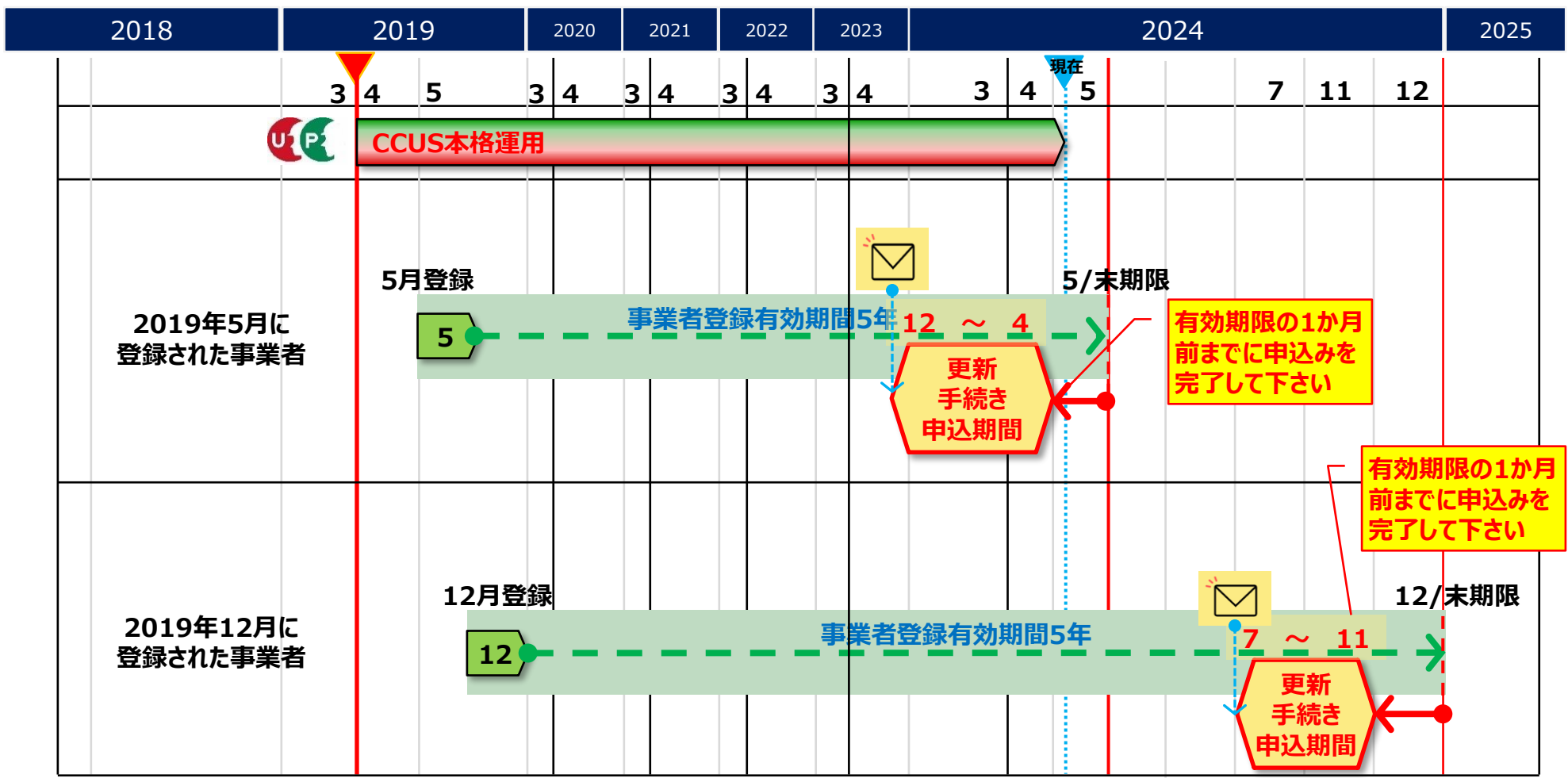
・有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します。

★ 事業者更新手続きについて

更新手続き:2023年10月開始

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなり、2023年10月から更新手続きを開始しました。

- CCUSの運用開始から2024年3月末で5年となり、順次**事業者登録の更新時期（5年間）**が到来
- 更新手続きは**有効期限6か月前から開始可能**（案内メール が届きます）
- **期限の1か月前**までに**更新手続きの申し込み**を完了してください



代行申請とは、申請者本人から同意(同意書)を得て所属事業者や元請事業者、上位下請事業者等が登録申請を行うことです。

1. 代行申請に必要な準備

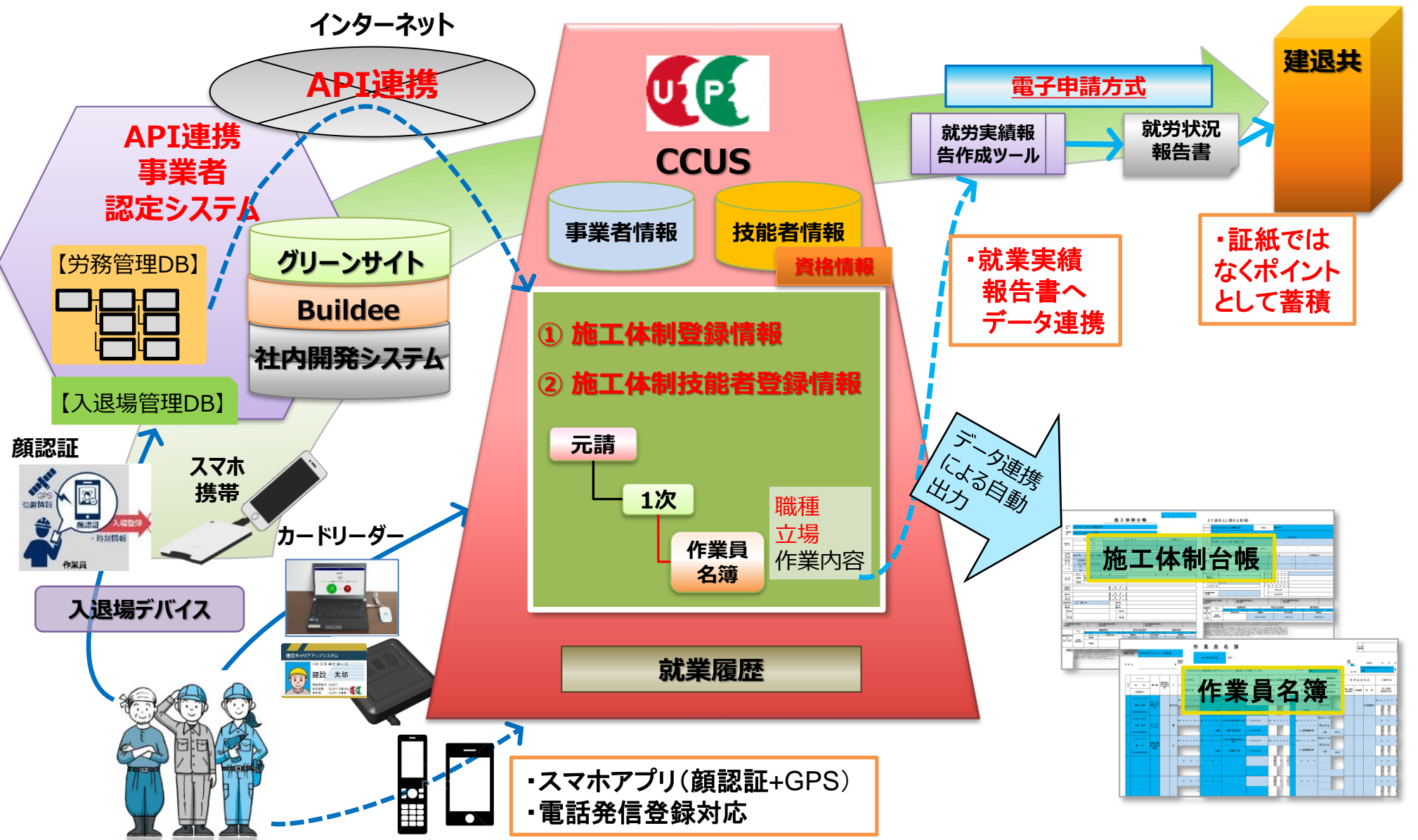
- ① **CCUSの事業者ID**を取得
代行申請を行う者は、事業者IDの取得が必要です。
- ② **「代行申請同意書」**の取得
技能者の代行申請の場合、技能者本人から(技能者用)同意書により同意を得る。
事業者の代行申請の場合、事業者代表者から(事業者用)同意書により同意を得る。
- ③ **「個人情報の取り扱い同意書」「システム利用規約同意書」**の取得
技能者の代行申請は技能者用、事業者の代行申請は事業者用それぞれの同意書を取得する。
※技能者の所属事業者以外が代行申請する場合は、上記②「代行申請同意書」により所属事業者からも同意を得る必要があります。

2. 各同意書の用意

CCUSホームページ「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード

(リンク貼付け)

4.CCUSのメリット



- 技
 - **どこの現場でも就業履歴が溜まる**
- 技
 - **建退共退職金ポイントへデータ連携出来る**
- 技
 - **保有資格と就業履歴で能力評価される**
- 技
 - **自分の技能や就業履歴を証明に使える**

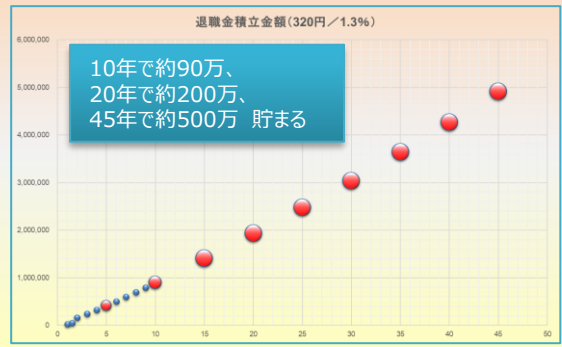
→ **健全な技能者であることを証明できる**
- 事
 - **デジタル化によるデータ連携で現場管理の効率化**
- 事
 - **所属技能者の適正評価とレベルアップ**
- 事
 - **企業評価・施工能力の見える化等による差別化**

→ **人を育てる健全な事業者であることを証明できる**

技能者のメリット

事業者のメリット

建退共の掛金が貯まる



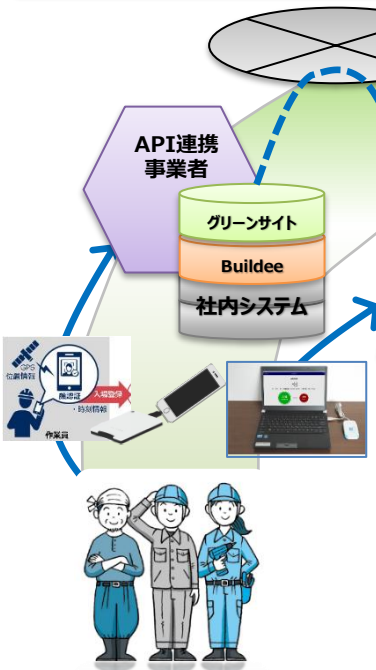
今後 各種証明書の携帯が不要になる

・令和4～5年度までにCCUS登録と
安全衛生資格等の資格証の携行
義務を一体化
(マイナポータルとの連携)

労働安全衛生法による技能講習修了証
労働安全衛生法による技能講習修了証
安全衛生法による技能講習修了証
労働安全衛生法による技能講習修了証

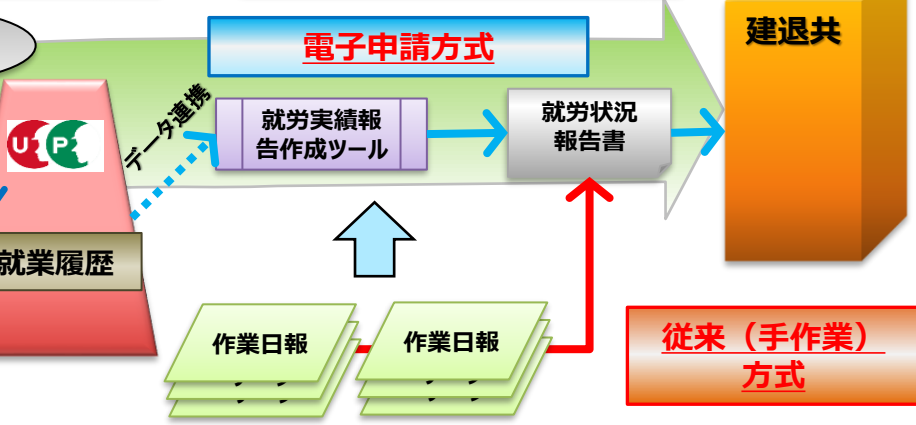
建設キャリアアップシステム
建設 太郎

API連携による施工管理効率化



社保加入証明書類・
資格証・健康診断結果表
の提出が不要

建退共の手続きが効率化



作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる



(1) 施工体制に登録された事業者・技能者の情報

⇒元請で確認可能な機能

① 【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報

(2) 施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

⇒元請・下請で相互確認が可能な機能

① 【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴,就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）,
建退共充当日数

(3) 登録した情報を連携して、労務安全書類の作成・変更・提出が容易に

⇒今後は発注者自身がシステムにログインして閲覧する体制に移行

1 AZ1 施工体制台帳
2 AZ2 施工体系図
3 AZ3 施工体制台帳（工事担当技術者入り）
4 AZ4 下請負業者編成表

5 AZ5 再下請負通知書
6 AZ6-a 作業員名簿
7 AZ6-b 作業員名簿（社会保険加入状況組込版）
8 AZ7 社会保険加入状況



①【1-4】施工体制登録技能者一覧/当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」、「立場」、「社保加入」、「資格保有」情報

- 510_ 閲覧
- 10_ 自社情報
- 20_ 所属技能者統計情報
- 30_ 技能者の検索
- 40_ 所属技能者就業履歴
- 50_ 施工体制登録情報
- 60_ 自社に関する現場・就業履歴
- 70_ 事業者の検索
- 80_ 申請情報の検索
- 520_ 就業履歴
- 540_ 安全書類
- 610_ 現場・契約
- 620_ 施工体制登録
- 710_ 代行申請
- 810_ 事業者管理
- 910_ ダウンロード

510_ 閲覧-50_ 施工体制登録
情報から当該事業者IDをクリック
すると登録されている技能者一覧
が見られる

**能力評価に必要な就業内容
(職種・立場・作業内容)**

社会保険加入状況

作業に必要な資格保有状況

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者		就業内		適切な保険加判定			作業内容に必要な資格保有資格						
	技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険 保険種類	年金保険 加入	雇用保険 保険種類	加入	被保険者番号	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
	2621		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			9781	発破技士		車両系建設機械 (解体用) 運転 (機体重量3t以上)	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	職長教育 (労働安全衛生法第60条)
	1021		その他・事務担当者		国民健康保険組合	厚生年金			8771	中型自動車		特定化学物質等作業主任者 (旧)	電気取扱い業務 (低圧電気取扱業務)	
	0221		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			0206	中型自動車		小型移動式クレーン運転 (つり上げ過重1t以上5t未満)	箱型の用機械 (ローラー) の運転	
	4521		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			6272	発破技士		ずい道等の掘削等作業主任者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	
	6721		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			2906	大型自動車		フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)	特定粉じん作業	職長教育 (労働安全衛生法第60条)
	3021		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			4097	発破技士		車両系建設機械 (解体用) 運転 (機体重量3t以上)	ずい道等の掘削・運搬・掘工等の作業	
	0221		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			9453	大型第二種		高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上)	特定粉じん作業	職長教育 (労働安全衛生法第60条)
	9721		溶接工・溶接工		国民健康保険組合	厚生年金			3304	発破技士		ガス溶接技能講習	アーク溶接	職長教育 (労働安全衛生法第60条)
	8021		その他 (管理)・現場監督 (土木)	職長	国民健康保険組合	厚生年金			1043	甲種火薬取扱保安責任者		ずい道等の掘削等作業主任者	アーク溶接	
	9221		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険組合	厚生年金			0439			乙種火薬取扱保安責任者	玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン等)	ずい道等の掘削・運搬・掘工等の作業
	1721		その他 (管理)・現場監督 (土木)	主任技術者 現場代理人	国民健康保険組合	厚生年金			8189	甲種火薬取扱保安責任者		ずい道等の掘削等作業主任者	コンクリート打設用機械の作業装置の操	

①【2-3】就業履歴（月別カレンダー）/技能者ごと、日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）、建退共充当日数

510_閲覧-60_自社に関する現場・就業履歴 の就業履歴（月別カレンダー）から当該技能者IDをクリックすると当該技能者個人の当月蓄積された就業履歴が日毎で見られる

能力評価に必要な
就業内容（職種・立場・作業内容）
建退共
加入状況

510_閲覧

10_履歴

20_所属技能者設計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_規程・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

810_事業者管理

910_ダウンロード

就業日	元請事業者			現場情報		就業履歴			建退共加入状況	
	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	現場ID	現場名	職種	立場	作業内容	加入状況	加入状況
2022/05/02	月		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/03	火		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/04	水		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/05	木		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/06	金		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/07	土		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/09	月		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/11	水		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/12	木		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/16	月		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/18	水		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/19	木		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/20	金		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/22	日		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/23	月		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有
2022/05/24	火		法人	71599306722971	土木工事	特殊作業員・土工	職兵	土工事	有	有

就業日数計

集計	計上	
	元請未登録	
現場数	1	0
就業履歴数	16	0
就業日数	16	0



安全書類へのデータ連携による効率化

2023.9.29白
抜き個所の入力
画面組込み完了

施工体制台帳 (出力できる者：元請事業者、当該下請事業者)

施工体制台帳

(会社名・事業者ID) _____

(事業所名・現場ID) _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容 _____

発注者名及び住所 _____

工期 自 年 月 日 契約日 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名 _____ 権限及び意見申出方法 _____

監督員名	権限及び意見申出方法
現場代理人名	権限及び意見申出方法
監理技術者・主任技術者名	資格内容
監理技術者補佐名	資格内容
専門技術者名	専門技術者名
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

外国人の従事者の状況(有無) 一号特定技能外国人 有無 二号特定技能外国人 有無 外国人技能実習生 有無

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所整理記号等	元請契約					
	下請契約						

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID _____ 代表者名 _____

住所 電話番号 _____ (TEL) _____

工事名称及び工事内容 _____

工期 自 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日
	工事業	第 号	年 月 日

現場代理人名 _____

権限及び意見申出方法 _____

※主任技術者名 _____ 資格内容 _____

安全衛生責任者名 _____

安全衛生推進者名 _____

雇用管理責任者名 _____

※専門技術者名 _____ 資格内容 _____ 担当工事内容 _____

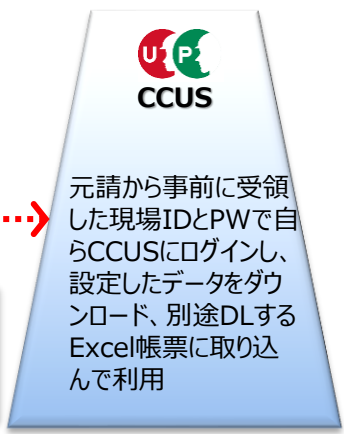
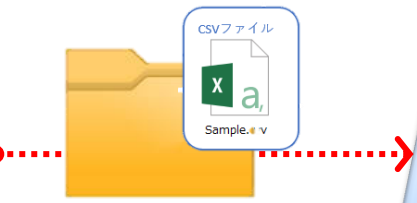
外国人の従事者の状況(有無) 一号特定技能外国人 有無 二号特定技能外国人 有無 外国人技能実習生 有無

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入

- CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目
- CCUSの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目

元請事業者

公共発注者



1. CCUS利用状況
2. 週休2日達成状況
3. 安全書類

- 公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、
- 元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能
- 元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報を（CSVファイル）にてダウンロードしExcel帳票で確認できる

1. CCUS利用状況

- モデル工事等で実施する工事成績評定の計測に使用：
- 登録事業者率
 - 登録技能者率
 - 就業履歴蓄積率
 - 上記の計測日の平均値
 - レベル別・職種別就業日数（竣工後）
 - レベル別・分野別就業日数（竣工後）

2. 週休2日達成状況

- 週休2日を標準とした取組みへの移行プロセスで、発注者が実施状況の確認に使用：
- 現場閉所率
 - 平均就業日数
 - 休日率
 - 週休2日判定
 - 週休2日Overとなっている労働者の割合

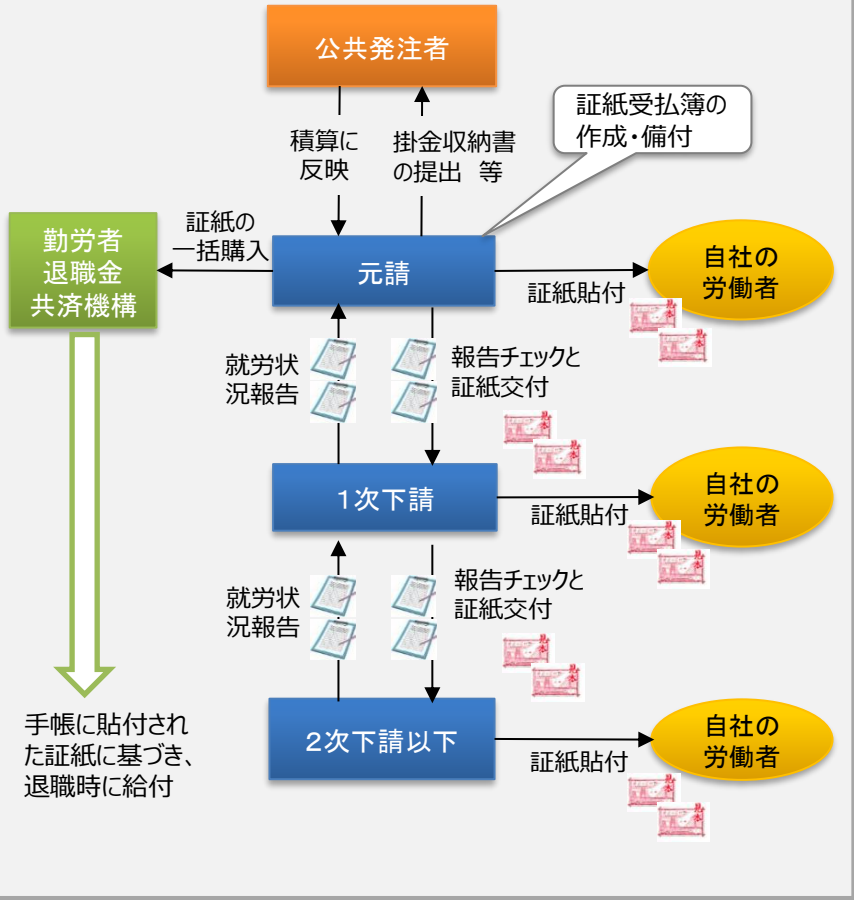
3. 安全書類

- 従来書面で事前に提出していた書類をリアルタイムで発注者が確認出来るようにする：
- 施工体制台帳
 - 施工体系図
 - 下請業者編成表
 - 再下請負通知書
 - 作業員名簿
 - 社会保険加入状況

○ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進
 ※なお、令和4年8月に～システム改訂を実施済

現行方式(証紙受払の書面管理)

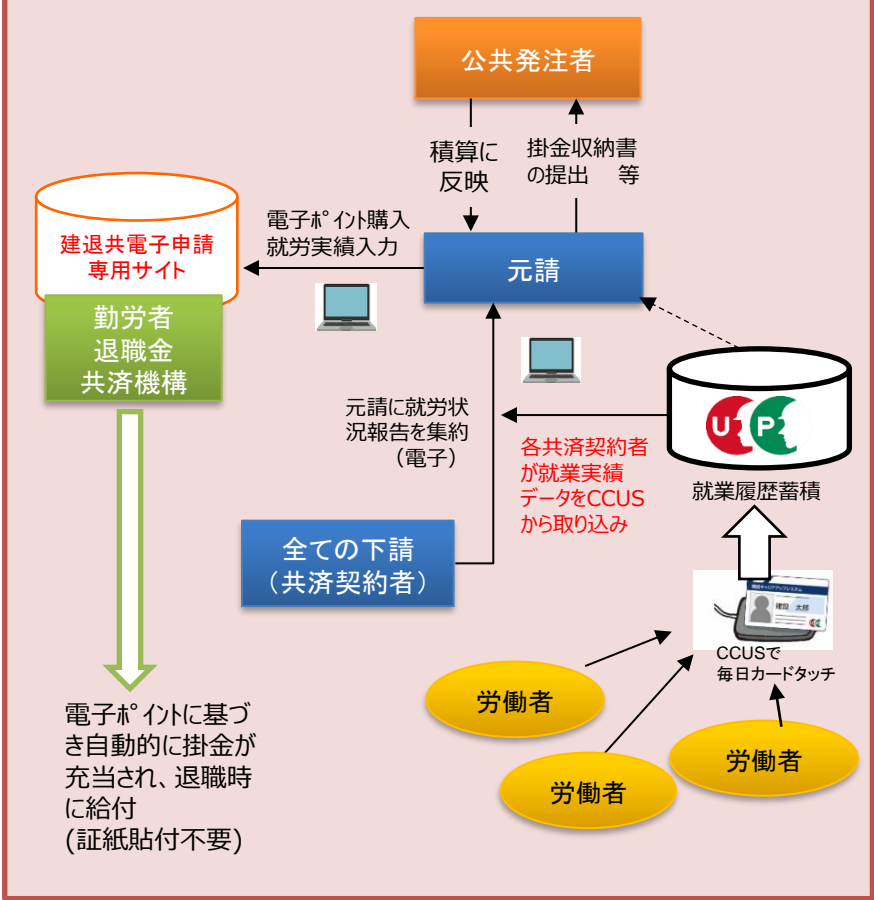
○ 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底



順次移行を促進

CCUS活用型電子申請方式

○ CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化
 ※電子申請方式のみの活用も可能 **注意**



5. 関連施策の動向について



- **公共工事の発注部局**において、**CCUSの利用が評価される環境整備を促進**いただくとともに、**所管の独立行政法人や特殊法人等**、また**建設工事の発注を行う民間企業の団体**に対して、**本通知の内容周知を要請**。

入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請『**公共工事の入札及び契約の適正化の推進について**』（令和4年6月1日付け国不入企第16号）

＜通知の概要＞

- **公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要**。
- **建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に資するもの**。
- **地方公共団体の長**にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって**広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう**、現場利用に対する**工事成績評価における加点措置など**、地域の建設企業における利用の状況等に応じて**必要な条件整備を講ずること**。

**CCUSの利用が進められるよう
必要な措置・条件整備を講ずること**

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』（令和4年6月1日付け国不入企第16号）
第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や**利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに**、各省各庁の長等は、**公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする**。

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

地方公共団体

独法・特殊会社

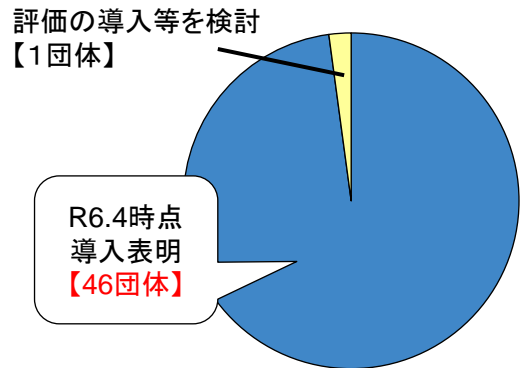
R2年度より、モデル工事を試行
 (事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- 【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2未現在)、青字はR4.7より)
- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **54件**、WTO対象工事)(活用推奨: **68件**、Bランク以上)
 - 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
 - これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
 - カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)
 - 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**(活用推奨: **649件**、Cランク工事)
 - 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

- 【都道府県の導入・検討状況】
- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、他の全ての県も検討を表明



- 【指定都市・市区町村の導入状況】
- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
 - **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

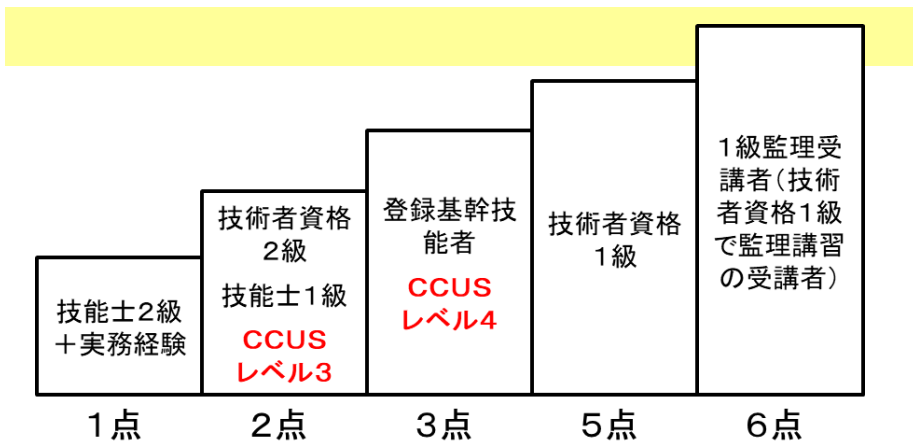
- 【営繕工事】(R4年度契約)
- CCUS活用推奨モデル営繕工事(全国で**42件**)
- 【港湾・空港工事】(R5年度契約)
- CCUS活用モデル工事(全国で**266件**)

CCUSの能力評価（レベル判定）を受けた技能者は、その所属会社が受ける経営事項審査において加点対象とする

R2.4.1~

【Z1：技術職員数】

- 建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点



※建設技能者の能力評価基準において

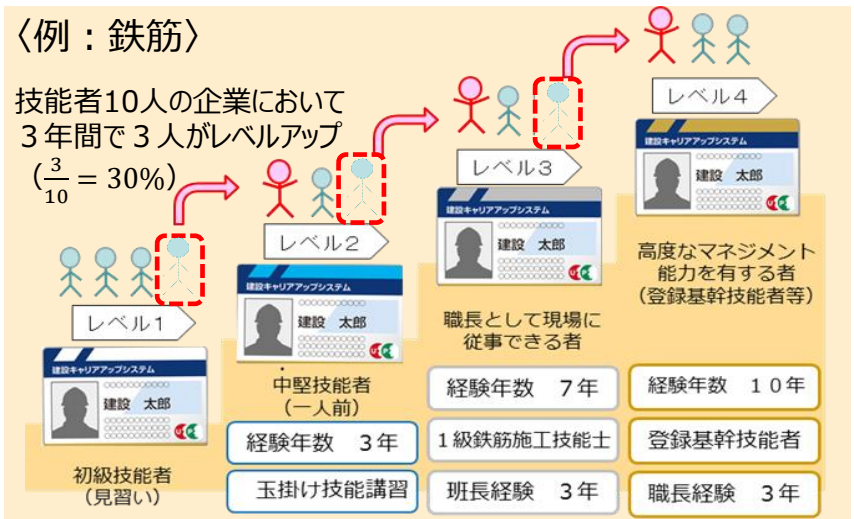
- ・レベル4 = 登録基幹技能者相当 (例：建設マスター)
- ・レベル3 = 技能士1級相当 (例：安全衛生教育、建設ジュニアマスター)

とされている。

R3.4.1~

【W1⑧：知識・技術技能の向上の取組】

- 基準日以前3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与 (最大10点)



※技術者については、一人当たりの継続教育 (CPD) プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 | } | <p>工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事</p> <p>防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事</p> |
|---|---|--|

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法**※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる**誓約書の提出**

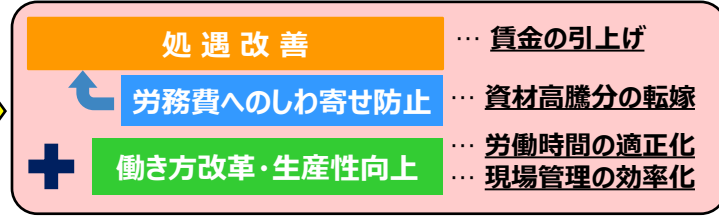
※**直接入力によらない方法**
 就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
 → 担い手の確保が困難
- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫
- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

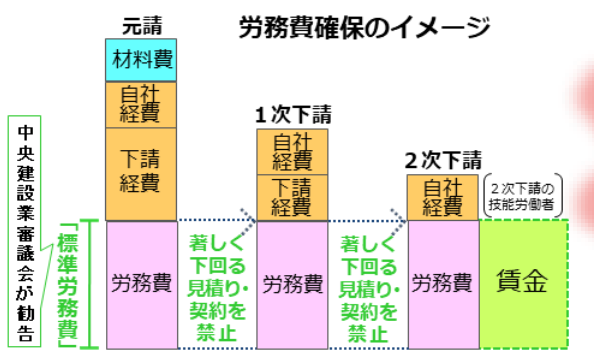


担い手の確保
持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の待遇改善

- 労働者の**待遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 - ・国は、取組状況を調査・公表。中央建設業審議会へ報告
- **標準労務費の勧告**
 - ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- **適正な労務費等の確保と行き渡り**
 - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は**違反発注者に勧告・公表**（違反建設業者には、現行規定により指導監督）
- **原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

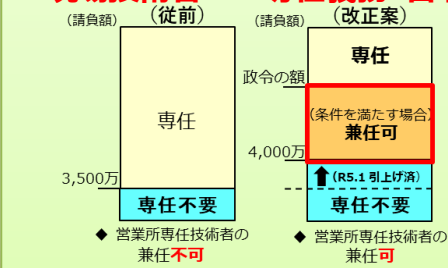
- **契約前のルール**
 - ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
 - ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（**リスク**）の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- **契約後のルール**
 - ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
 ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

「建設Gメン」監視強化

- 対象拡大：大臣許可⇒知事許可**
- 内容充実：**
 - 請負代金（12の行動指針）
 - 工期（遅延時の対応状況）
- 体制充実：法施行前でも先行調査**
 - R5d;72名⇒R6d ; 135名

3. 働き方改革と生産性向上

- **長時間労働の抑制**
 - ・**工期ダンピング対策を強化**（著しく短い工期による契約締結を**受注者にも禁止**）
 - ・**工期変更の協議円滑化**
 - ・資材入手困難等**おそれ情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 - ・上記通知をした受注者は、注文者に**工期の変更を協議**できる。注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※
 ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**
- **ICTを活用した生産性の向上**
 - ・**現場技術者に係る専任義務を合理化**



- 【主な条件】**
- ・兼任する現場間移動が容易
 - ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
 - ・兼任する現場数は一定以下

- ◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**
- ◆ 営業所専任技術者の兼任**可**
- ・国が**現場管理の「指針」を作成**（例、元下間でデータ共有）
 ⇒特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者
- ・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**（ICTの活用で**施工体制を確認できれば提出を省略可**）40

- 現場での就業履歴の登録や能力評価を推進し、CCUSを活用した技能者の処遇改善を加速するため、登録促進のフェーズから現場利用・処遇改善推進のフェーズへとステップアップ
- 技能者、元請・下請など、利用者それぞれの立場に応じたメリット強化を図るべく、以下の3分野を重点として概ね3か年の取組をとりまとめ、今後CCUS処遇改善推進協議会等の場で提示

1. 経験・技能情報に基づく処遇改善の促進

※ 主な取組

<技能者の処遇改善や能力向上に取り組む企業の受注拡大>

- ・ CCUSを活用した処遇改善に取り組む企業の見える化
- ・ 処遇改善に取り組む事業者や施工能力の高い企業の評価向上

<CCUSと建退共の連携強化>

- ・ CCUSから建退共の電子申請を行う際の手続の簡素化
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方の検討

<技能者が経験・資格等を手元で確認できる環境整備>

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共の掛金積立状況等を手元で確認
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者は紙の資格者証の携行が不要となるよう対応

等

2. CCUSを活用した現場管理等の効率化

- ・ CCUSを活用した施工体制台帳の提出・確認に対応する公共発注者の拡大
- ・ CCUS登録データの活用拡大による下請企業のデータ入力作業等の効率化
- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化の取組を業界団体等と連携して横展開

等

3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の推進

<地域の公共工事におけるCCUS活用の促進>

- ・ 工事評定等において就業履歴の蓄積状況を評価する自治体の拡大
- ・ 地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き実施

<就業履歴の蓄積環境の整備>

- ・ 事業者団体等と連携した登録・利活用のサポート強化

<能力評価の促進に向けた環境整備>

- ・ CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化
- ・ 住宅建築分野における能力評価基準の策定、能力評価において多能工が評価される環境の整備

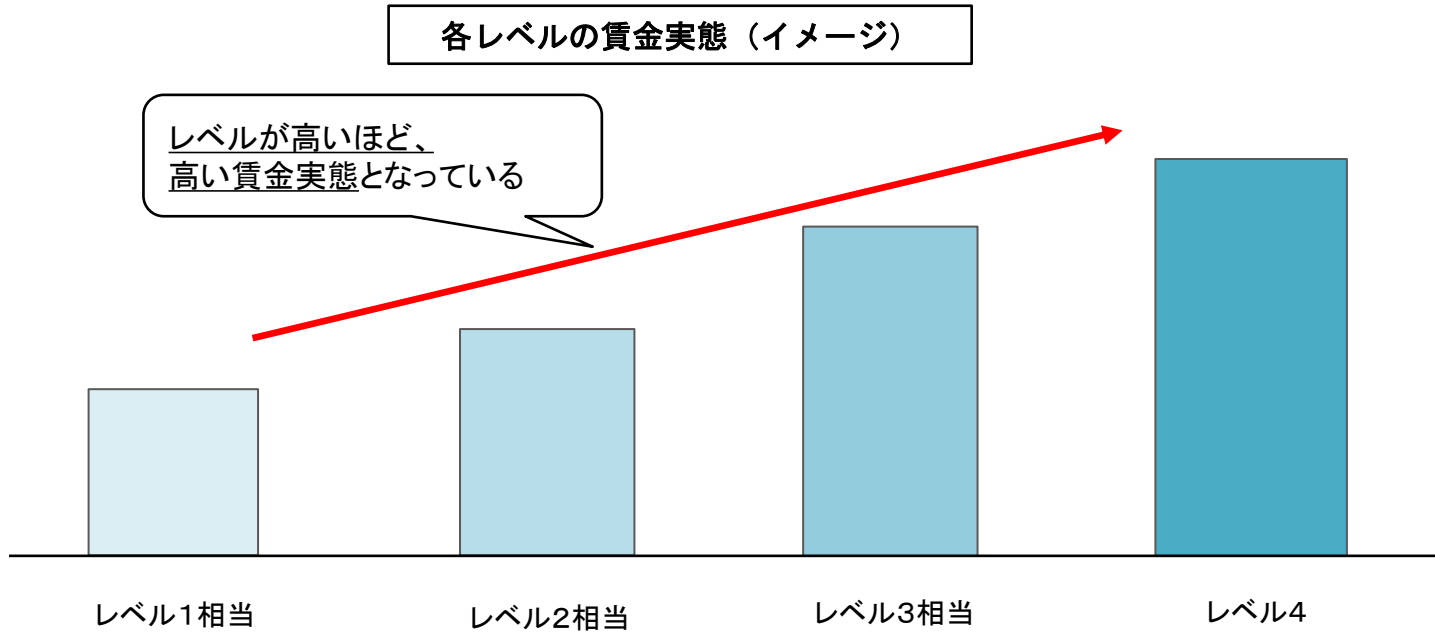
○ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約15%高い実態

大臣と4団体の意見交換
(R5.3.29)

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



(参考) レベル別技能者数
2023年2月末時点

レベル1(白)
1,017,675人

レベル2(青)
13,020人

レベル3(銀)
12,395人

47
レベル4(金)
46,385人

6. サポート体制及び普及に向けた取組み



実績 (回数)	概要説明会	事業者登録会	技能者登録会	現場運用説明会	現場運用実践会	現場サポート情報交換会	モデル工事見学会	行政書士会説明会
2022年度 180	67	17	4	47	15	6	1	23
2023年度 154 (2月末)	70	18	14	22	17	8	1	4

CCUSの技能者登録数が140万人を超える状況となり、CCUSの取り組みが社会的にも認知されつつあることを背景に、**建設業で働く技能者の方々を応援したい**という声が届き始めました。CCUSでは、こうした想いを「**CCUS応援団**」として受け止めさせて頂くこととしました。

CCUS応援団による特典等は、登録技能者全員に直接周知するとともに、各種媒体、CCUSのホームページ（リスト及び応援団マップ）で紹介して参ります。

特典の例

- CCUS登録者を対象とする特典…資格取得講座費用の割引、カーリース契約時のキャッシュバック など
- ECサイトにおける特典…電動工具ECサイトにおけるポイント付与 など
- CCUSカード提示による特典…飲食店におけるドリンク無料サービス、不動産仲介手数料の割引 など

カード提示によるサービスの例

- ① 特典提供をCCUSに申し込み
- ② 基準に基づき審査しCCUS応援団ステッカーを送付。店舗ドア、レジ横等に貼付
- ③ 定期的に全登録技能者に応援団店等を紹介
- ④ CCUSホームページで応援団リストを表示。また、マップ表示により検索を容易に



応援団参加店ステッカー



CCUS応援団参加店マップ(イメージ)



- CCUS登録技能者がCCUSカードで自動販売機にタッチすると、飲料を無料で提供する「CCUS応援自販機」。 ※飲料代は元請事業者が負担
- 2022年8月下旬に第1号機を設置、2024年1月からはCCUS応援自販機を取り扱う飲料メーカーが2社となり、積極的な営業展開や設置条件緩和などにより着実に増加し、2024年7月末現在、設置台数は127台となっている。
- なお、多くの技能者が利用する建設関係団体施設や、建設事業者の社屋など、現場事務所に限らず設置するケースも出てきており、今後さらに拡大していくことが見込まれる。

設置目的

- ▶ カードタッチで、技能者に直接飲料が無料で提供されることによる、CCUS登録・就業履歴登録へのインセンティブ付与
- ▶ 仕事に対する姿勢やCCUS利活用へのモチベーションのアップ。

CCUS応援自販機の概要

- ▶ 自動販売機にCCUS専用の認証基盤を内蔵する方式、自動販売機付設の電子マネー用の決済端末を利用する方式の2種類
- ▶ 1技能者IDに無料で提供する本数等の設定が可能

利用状況

CCUS応援自販機の設置状況(2024年7月末)

	設置数		設置数	設置事業者
青森	1	大阪	15	株式会社 銭高組
宮城	1	兵庫	4	株式会社 鴻池組
茨城	7	和歌山	2	株式会社 フジタ
群馬	2	岡山	4	株式会社 長谷工コーポレーション
千葉	6	広島	4	東急建設 株式会社
東京	22	山口	1	株式会社 大林組
神奈川	17	香川	2	戸田建設 株式会社
新潟	4	福岡	4	西松建設 株式会社
富山	3	佐賀	1	大成建設 株式会社
石川	1	熊本	2	東亜建設工業 株式会社
静岡	2	大分	1	関東建設工業 株式会社
愛知	13	宮崎	1	松井建設 株式会社
三重	1	鹿児島	1	株式会社 大本組
滋賀	1	沖縄	1	西武建設 株式会社
京都	3			鹿島建設 株式会社
				近藤建設 株式会社
				株式会社 熊谷組

計 127台

他11社

利用者の声

業界として重要な意義があると思い、CCUS応援自販機を設置。毎日、飲料を提供している。(現場所長の声)

カードの重要性を理解でき、常にカード携帯するようになった。(技能者の声)

現場の一体感が増した気がする。コミュニケーションアップに貢献している。(現場所長・技能者の声)

一人親方も外国人も、入場者みんなが受け取れるのが良い。(技能者の声)

CCUS応援自販機設置・活用事例



- 2021年度の実証実験SEASON 1 の検証結果を踏まえ、イベント参加登録やポイント付与管理等の現場負担を一定軽減するとともに、クオカードを現物支給する等の改善策を講じた実証実験SEASON 2 を実施。（2022年7月～9月）
- 実証実験により、**カードタッチへのモチベーションアップ**と**現場に貢献する技能者に報いたいという元請事業者の想い**を具現化する**仕組みとして、必要機能とノウハウは確立**。
- 2024年度以降、実証実験協力企業や、API認定事業者等が**ノウハウを受け継いで独自に展開を加速**。



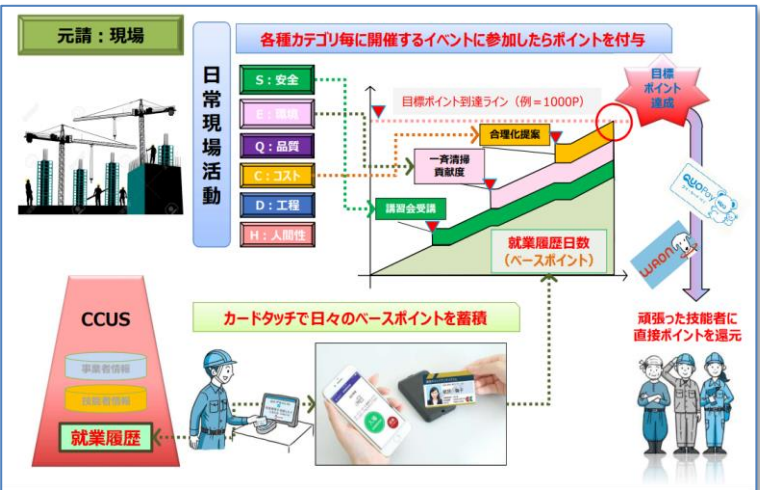
手元の建レコで、ポイント対象のイベントを切り替えるだけのため、ポイント管理等の現場負担が軽減

実証実験SEASON2の参加者等

参加者数	276名
ポイント獲得者数	265名
クオカード獲得者数	148名

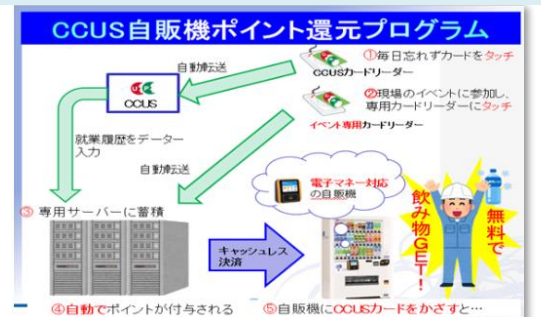


必要機能とノウハウは確立

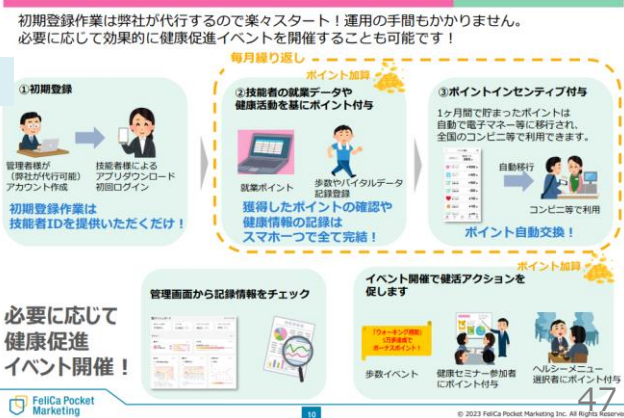


各社で独自展開拡大中

・奥村組+サンデンリテール+アート：「所長の気持ち」



運用例 ・フェリカポケットマーケティング：「ハビリブ」





技能者が自分ごととして参加する環境整備：「建キャリア」



登録技能者が、スマホで自らの就業履歴、資格情報、レベルアップの目安などを確認できるアプリ。
2023年に技能者参加のもと実証実験を実施。2024年の実装を目指して開発中。

技能者が自分のCCUS登録データを気軽に確認・活用可能

就業履歴を確認
できる

建設キャリアアップシステム

就業履歴

2023年 5月

日 Day	曜日 Week	就業時間 Time	詳細 Detail
01	月	09:00:00-18:00:00	▶
02	火	09:00:00-18:00:00	▶
08	月	09:00:00-18:00:00	▶
09	火	09:00:00-18:00:00	▶

©2022. OOOO All Rights Reserved.

資格証・技能者IDの有効
期限が近づくとアラート表示

資格証などを表
示できる

建設キャリアアップシステム

資格情報詳細

1級とび作業

資格コード	1234 5678 9012 34-01
資格名称	1級とび作業
有効期限	0000/00/00
取得日	0000/00/00
登録日	0000/00/00

©2022. OOOO All Rights Reserved.

現在のスキルセッ
トからレベルUP
に必要な資格や
就業年数を確認
できる

建設キャリアアップシステム

レベルアップ

ホーム>対象職種一覧>LV3>電気工事

レベルアップ申請を
お勧めします。

【重要】レベルアップを保証するものではありません。申請時には、必ず能力評価実施団体のホームページで、要件をご確認ください。

就業日数	判定
1200/1075日(5年)	○

就業日数の起算点は、CCUS登録資格の最も古い登録年月日です。

職長又は班長としての就業日数	判定
250/215日(1年)	○

必要資格

○

登録している基本
情報を確認できる

溜まった建退共退
職金も確認できる

CCUSからのお知
らせが届きます。
クーポンも？





CCUSについてもっと知りたい

建設キャリアアップシステム

事業者登録 | 技能者登録 | ログイン

ccusについて | 登録する | ccusを使う | 各種資料 | **説明会・サポート** | FAQ (よくあるご質問)

建設業と技能者を支える
建設キャリアアップシステム

CCUS

CCUSについて >

登録する | 認定登録機関 (登録のできる窓口) | CCUSを使う | **CCUSチャンネル** | FAQ (よくあるご質問)

国土交通省ポータルサイト (外部リンク) | 就業履歴登録 アプリケーション 建レコ・カードリーダー | 就業履歴データ登録 標準API連携認定システム | 各種資料 | 登録事業者検索

不明点は、「FAQ(よくあるご質問)」の画面を開き、「キーワード検索」に知りたいことを入力して検索することができます。

トップメニュー

- 000.申請状況確認(新規・変更) (0件)
- 100.登録申請 (05件)
- 110.全額(代行)申請・利用規約の取扱い等 (0件)
- 200.変更申請 (04件)
 - 210.全額(代行)申請等 (0件)
 - 220.事業者の変更申請 (04件)
 - 230.技能者の変更申請 (0件)
- 300.料金関連・お支払い (0件)
 - 310.技能者・事業者登録料 (04件)
 - 320.管理者ID利用料 (04件)

Info&News

- 2022/02/10 00:00 FAQの更新について
- 2022/06/06 00:00 【FAQ早見表】05以上のご質問
- 2021/09/01 00:00 CCUS ホームページリニューアル

キーワード検索

キーワードがまだ入力できていません(26文字以内) [?] 検索する

人気の多いFAQ

- 14565 技能者申請において、年金保険の証明書類は何を提出すればよいでしょうか。
- 143114 お問い合わせフォームにはある質問について教えてください。(FAQ見逃し)
- 14679 申請してカード発行までどのくらいかかりますか
- 146727 技能者申請において、本人確認書類は何を提出すればよいですか。(日本国籍の場合)
- 14681 申請から事業者ID発行までどのくらいかかりますか

それでも解決できないときは、トップ画面の一番下にある「お問い合わせフォーム」をクリックして、メールでお問い合わせいただくこともできます。

CCUS 建設 | 検索 | で検索!

<https://www.ccus.jp/>

1 CCUSに関する無料説明会をサテライトで開催しています。

ホーム | 説明会・サポート

CCUSサテライト説明会

Zoomを活用して、CCUSに関する説明会をサテライトで開催しています。説明会への参加をご希望の建設業団体、事業者の皆様は、開催スケジュールをご確認ください。【申し込みフォーム】に必要事項をご記入の上、お申し込みください。詳細スケジュールは「申し込みフォーム」からご確認ください。▼CCUSサテライト説明会【申し込みフォーム】をクリックして申し込みください。

ホームページトップヘッダラインの「説明会・サポート」>「CCUSサテライト説明会」から、
▼CCUSサテライト説明会「申し込みフォーム」
をクリックしてお申し込みください。

2 YouTube でCCUSに関する説明動画を公開しています。

アップロード動画 ▶ すべて再生

CCUS NEWS 業界建設サテライトチャンネルの紹介 | CCUS NEWS 元請地価ポイント解説(最終) | CCUS Focus On 第2回 | CCUS Focus On 第2回 福井建設 | CCUS Focus On 第2回 福井建設 | CCUS NEWS 厚生労働省における建設キャリアアップ

人気のアップロード動画 ▶ すべて再生

CCUSのシステム | 事業者登録 | 技能者登録 | 代行申請 | 現場

チャンネル登録
お願いします!

3 国土交通省ポータルサイト(外部リンク)が開きます。

建設キャリアアップシステム
国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者・事業者・建設現場に共通して適用される建設業を目的として、技能者の資格での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげるシステムです。建設現場の技能者の就業履歴をキャリアアップシステムに蓄積することで、技能者の能力を客観的に評価し、建設業全体の生産性向上に貢献しています。

CCUSの概要 | 建設業振興基金CCUSサイト | 建設業の役割・魅力の発信

労働者等につなげる取組 | 建設共との連携 | 公共工事でのインセンティブ

技能者の方の能力評価制度 | 施工能力等の変化 | 各種施業連携・支援策

現場利用の手引き | 下請事業者向け手引き | 技能者向け手引き

CCUS登録事業者検索 | 選考体制 | 関係資料